

とくしま植物園緑の相談所利用承諾申請審査基準

とくしま植物園緑の相談所は、緑化に関する知識及び技術を普及し、市民の緑化意識の高揚を図るとともに、緑化推進の拠点となることを目的として設置されていることに鑑み、利用の承諾は以下の1から6を満たす場合に限る。

- 1 利用の目的が緑又は自然に関する会議、講習会、サークル活動、写真展、絵画展その他これに類するものであること。
- 2 営利を目的としないこと。
- 3 とくしま植物園緑の相談所条例第5条各号に該当しないこと。
- 4 利用時間が原則として開館時間内であること。
- 5 利用時間帯を同じくする申請者が2人以上あるときの利用の承諾は、申請の順位による。
- 6 その他徳島市都市公園条例並びにとくしま植物園緑の相談所条例及び同条例施行規則に反しないこと。

参考

とくしま植物園緑の相談所条例

第5条 市長は、次の各号の一に該当するときは、利用の承諾をしない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 緑の相談所の施設及び付属設備並びに展示資料等(以下「施設等」という。)を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 第2条に規定する事業の実施に支障があると認められるとき。
- (4) その他公益上又は管理上適当でないと認められるとき。